

総則規定 1-12	非常用の進入口の設置緩和における開口部の構造
非常用の進入口に代わる開口部の構造	
関連条項：令第126条の6	

【内容】

- ・ 令第126条の6第2号「格子その他の屋外からの進入を妨げる構造を有しないもの」とは、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるものとし、その開口部の構造は堺市消防局「堺市消防同意・消防用設備等審査基準」第2章第1節第5無窓階の取扱い3 開口部の構造 を準用する（下記を参照）。

【解説】

- ・ 堺市消防局監修「堺市消防同意・消防用設備等審査基準」第2章-第1節-第5無窓階の取扱い-3 開口部の構造を参照。

<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/bosai/shobo/shokai/reiki/kijyun/setubikijun.files/5-4-1-3.pdf>

- ・ 雨戸（シャッター雨戸は除く。）は「屋外からの進入を妨げる構造」に該当しない。
- ・ シャッター等の開口部は屋外から水圧開放装置や外部開錠サムターン等により開放できる構造が必要である。
- ・ CPマーク品といった防犯建物部品が使用された開口部は「屋外からの進入を妨げる構造」に該当する。